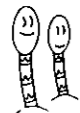


ここが違う「国民年金」と「個人年金」

国民年金は、国の社会保障制度のひとつで、20歳以上60歳未満のすべての人に加入が義務づけられた制度です。任意に加入し、貯蓄的性格を持つ個人年金とは、基本的に違います。

国民年金に加入して保険料を納め、その上で余裕があれば個人年金に加入する。これが基本です。

国民年金		個人年金	
世代間の助け合いにより、公平に年金を支給する国の社会保障制度のひとつ	しくみ	個人が任意に契約し、老後に受け取る一種の貯蓄	
国	運営	保険会社など	
1カ月 13,300円(平成11年度)	保険料	個人が契約した額	
年金額の3分の1は国が負担、3分の2は保険料とその運用利息	年金の財源	加入者の掛け金とその運用利息	
物価変動に応じて年金額がスライドするため、何十年先でも、年金の実質価値が保証される(完全自動物価スライド制)	年金額の引き上げ	物価スライド制がないため、物価が上昇しても、契約したときの年金額	
納めた保険料は、「社会保険料控除」として全額が控除される 受け取る年金には「公的年金等控除」がある	税控除	取めた保険料は最高5万円までの控除 受け取る年金には税の控除がなく、全額が課税対象となる ただし、掛け金相当額が必要経費となる	
全額国が負担	事務費	加入者の掛け金	



二十五年間保険料を納めると、老齢基礎年金を受け取ることができますが、納付月数が少ないと、受け取る年金額も少なくなります。また、国民年金保険料は日本国

年金は保険料を25年間納めたからといってやめることはできません

年金には「任意加入制度」があります

老齢基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせて、原則として二十五年以上必要です。六十歳に達しても資格期間が足りない人は、六十歳から六十五歳まで任意加入できます。また、六十五歳に達しても年金受給権が確保できない人は、七十歳になるまで加入できます(昭和三十年四月一日以前に生まれた人のみ)。



加入期間が短かったり、未納期間があったりしたため、「年金を

あなたの年金診断をしてみませんか

もらえるかどうか「や」年金額が少ないなど悩んでいませんか。任意加入・免除期間の追納・カラ期間(老齢基礎年金の受給資格期間を満たしているかどうかを判定するときの計算には入れませんが、年金額の計算には入れませんが、該当する期間)などがあります。分からないときはお気軽に、市の年金窓口へご相談ください。

年金に関するお問い合わせは  
市民生活課 年金係  
内線 223、224

こんなときは届け出を

- ・20歳になったら  
第1号被保険者に加入手続き
- ・サラリーマンをやめたら  
第1号被保険者に加入手続き
- ・サラリーマンになったら  
第2号被保険者への変更手続き
- ・サラリーマンの配偶者の扶養になったら  
第3号被保険者に加入手続き
- ・サラリーマンの配偶者の扶養からはずれたら  
第1号被保険者への変更手続き
- ・60歳をすぎても加入したいとき  
任意加入手続き

※手続きには印鑑や年金手帳、添付書類が必要です。窓口で確認してください。

老齢基礎年金の年金額

(平成11年度の額)

40年間納付 満額(最高額)..... 804,200円  
(月額 67,016円)

25年間納付  $804,200円 \times \frac{25年 \times 12カ月}{40年 \times 12カ月} = 502,600円$   
(月額 41,883円)

未納・免除期間などがあるときの計算式

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + (\text{保険料免除月数} \times 1/3)}{\text{※加入可能年数} \times 12カ月}$$

※昭和16年4月2日以降に生まれた人は40年となりますが、それ以前に生まれた人は生年月日により異なります。



免除期間のある人の例

(25年納めても、受ける年金額は違います)

(例) 25年間納付、15年間免除

$$804,200円 \times \frac{25年 \times 12カ月 + (15年 \times 12カ月 \times 1/3)}{40年 \times 12カ月} = 603,200円$$
  
(月額 50,266円)

六十五歳になったら  
**老齢基礎年金**  
国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が、原則として二十五年以上ある人が受ける年金です。  
老齢基礎年金は六十五歳からの受給が原則ですが、六十歳から六十五歳の間でも、受給することができます。

参考までに六十歳から受けた場合は、六十五歳で受給できる年金額の五八パーセントとなり、その減額は生涯続きます。  
なお、年金を受け始めた年齢が六十歳からと六十五歳からの人とは、七十一歳の途中から受け取る年金の合計額が逆転します。

病气やけがで障害が残ったときに

障害基礎年金

国民年金の加入者が病气やけがで一定以上の障害になったときに受けられます。

障害基礎年金の年金額 (平成11年度の額)	
1級障害	1,005,300円
2級障害	804,200円

もしも夫(父)に先立たれたら  
**遺族基礎年金**

国民年金の加入中に死亡、または老齢基礎年金を受けられる資格のある夫が死亡したとき、残された子のある妻、または子が受けられます。※子とは、十八歳になつた年の年度末(三月末)までの子か、障害のある二十歳未満の子が、障害のある二十歳未満の子

遺族基礎年金の年金額 (平成11年度の額)	
子のある妻の場合	1,035,600円
子みの場合	804,200円

※子が2人以上の場合は、さらに加算があります

◎障害・遺族の年金には、それぞれ初めて医師の診断を受けた日・死亡した日において、一定の保険料納付の条件があります。

第一号被保険者の  
独自給付

国民年金の第一号被保険者には、独自の給付制度があります。

■付加年金  
定額の保険料に月額四百円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の年金額に、付加保険料を納付した月数に二百円をかけた額が上乗せされます。

■寡婦年金  
老齢基礎年金を受けられる資格のある夫(婚姻期間十年以上)が亡くなったとき、その妻(内縁も含む)に六十歳から六十五歳になるまで支給されます。  
支給額は夫が受け取るはずの年金額の四分の三です。

■死亡一時金  
保険料を三年以上納めた人が年金を受けずに亡くなり、故人といつしよに生活していた遺族が、遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。  
支給額は保険料納付済期間に応じて決められ、十二万円から最高三十二万円です。